

第64回 国有財産九州地方審議会

議 事 録

日 時 平成25年5月22日

場 所 福岡第一合同庁舎

国有財産九州地方審議会委員名簿

平成25年5月22日

氏 名	職 名	備 考
い とう とき こ 伊 藤 解 子	北九州市立大学都市政策研究所 教授	
おか もと あき こ 岡 本 明 子	(有)シルクプラウド 代表取締役	
か い たか ひろ 甲 斐 隆 博	(株)肥後銀行 代表取締役頭取	
こうの え けい こ 鴻 江 圭 子	特別養護老人ホーム白寿園 施設長	
さい じょう たか し 西 浄 隆 志	ロンツ(株) 代表取締役会長 九州大学大学院工学研究院 環境都市部門 元教授	
すみ とも のり 角 知 憲	高田法律事務所（弁護士）	
たか た のり こ 高 田 典 子	熊本大同青果(株) 代表取締役社長	
つき だ く に たか 月 田 求 仁 敬	(株)熊本日日新聞社 常務取締役（経営計画・ 編集・メディア・印刷・NIE 担当）	
にし せい こ 西 英 子	熊本県立大学環境共生学部 准教授	
ば ば のぶ ふさ 馬 場 宣 房	(株)長崎新聞社 論説委員長	
ひら やま かず のり 平 山 和 典	(財)日本不動産研究所 顧問	
ふか がわ かず た 深 川 一 太	深川製磁(株) 代表取締役社長	
ほし こ く に こ 星 子 邦 子	NPO法人ワークショップ「いふ」 理事長	
ほん だ まさ ひろ 本 田 正 寛	(株)西日本シティ銀行 代表取締役会長	
まつ い し ろう 松 井 志 郎	(株)西日本流体技研 代表取締役社長	
まな へ とし お 真 部 利 應	九州電力(株) 顧問	
わた なべ ち か え 渡 辺 千 賀 恵	東海大学 非常勤講師（元教授）	

（敬称略、五十音順）

第64回国有財産九州地方審議会

平成25年5月22日(水)

【平嶋管財総括課長】 それでは、ただいまから第64回国有財産九州地方審議会を開催させていただきます。

申し遅れましたけれども、私、本日の進行役を務めさせていただきます福岡財務支局管財総括課長の平嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の皆様方の出席状況をご報告させていただきます。

本審議会の委員数は18名でございます。本日は13名の委員の方にご出席をいただいておりますので、国有財産法施行令第6条の8に定めております「委員の半数以上の出席で会議を開き議決する」という成立要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、九州財務局長からご挨拶を申し上げたいと思います。局長、よろしくよろしくお願いいたします。

【池田九州財務局長】 九州財務局長の池田でございます。第64回国有財産九州地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、皆様方にはご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から国有財産行政をはじめとしまして、財務局の業務全般にわたりまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本日、ご審議をお願いいたしますのは、長崎県大村市及び熊本県熊本市に所在する国有財産を、それぞれ長崎県及び株式会社熊本県民テレビに対して時価売払いするという二つの案件でございます。どうか、十分にご審議いただきまして、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、折角の機会でございますので、国有財産行政の最近の動向としまして、国家公務員宿舎の削減につきまして、少しお話をさせていただきます。

平成23年12月に公表されました「国家公務員宿舎の削減計画」におきまして、国家公務員宿舎については、真に公務に必要な宿舎に限定し、平成28年までの5年間を目途に、全国で5万6千戸、率にいたしますと25%程度の削減を行うとの方針が示されました。

これを受けまして、財務省では、老朽化した宿舎などを対象にコスト比較等を行って、廃止する宿舎の選定を行い、昨年11月、最終的に全国で5,046住宅、5万6千戸程度を廃止することとし、具体的な宿舎名等を公表したところでございます。

このうち、九州7県では、816住宅を廃止することとなっておりますが、宿舎跡地につきましては、東日本大震災の復興財源とするため、できるだけ速やかに処分を進めることとなっておりますので、今後、本審議会でご審議をいただく案件も出てくるものと考えております。

また、宿舎使用料につきましては、宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引き上げを行うこととし、平成26年4月から段階的に概ね2倍程度まで上げることを併せて公表したところでございます。

私どもといたしましては、本日ご審議いただく案件を含めまして、未利用国有地等につきましては、公用・公共利用優先の考え方の下に、地方公共団体等に対して積極的に情報提供や説明等を行うなど、広く地域のニーズを把握しながら有効活用を図り、地域にも貢献できるよう取り組んでいるところでございます。

今後とも、本審議会における貴重なご意見を踏まえながら、より適切な国有財産行政に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、審議会開催に当たりましたの私の挨拶とさせていただきます。

【平嶋管財総括課長】 ありがとうございます。

それでは、本田会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、本田会長、よろしく願いいたします。

【本田会長】 本田でございます。

本日、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めてまいりたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、諮問事項の審議に入りたいと思います。

本日ご審議いただきます事案は、お手元の諮問書にございます2件でございます。

それでは最初に、第1諮問につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

【安部管財部長】 福岡財務支局の安部でございます。今日はよろしくお願いいたしま

す。

私のほうからは、第1 諮問のご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

それでは、スクリーンに沿ってご説明をさせていただきます。

本日の第1 諮問事項は、「長崎県大村市に所在する社会資本整備事業特別会計空港整備勘定所属普通財産を長崎県に対し、防災航空センター及び警察航空隊施設用地として売却することについて」でございます。

それでは、ご審議いただきます財産につきましてご説明をさせていただきます。

まず、財産の位置からご説明をいたします。

長崎県は、ご案内のように壱岐、対馬、五島等の離島を多数抱え、九州の他県に比べると南北に長く位置し、財産の所在する大村市は、長崎県本土のほぼ中央に位置しております。

次に、これは大村市の区域図でございます。

大村市には、自衛隊が使用している旧長崎空港A滑走路地区、それから民間航空機が使用しているB滑走路地区がございます。ここが一般に言われているところの長崎空港でございます。

本日ご審議いただきますのは、旧長崎空港A滑走路地区です。以下「A地区」と申し上げさせていただきますが、このA地区は、画面中央に緑色で表示している部分でございます。JR大村線大村駅の北西約3.5キロ、長崎自動車道大村インターチェンジの西方約3キロに位置しております。

次に、A地区及びその周辺の状況につきましてご説明いたします。

緑色で囲った部分がA地区ですが、面積が約26万平方メートル、その中の赤色で囲った部分が本日ご審議いただきます対象財産で、面積が1万3,350.7平方メートルでございます。

A地区の周辺は、東側は商業地、住宅地、農地が混在し、南側及び西側が海上自衛隊大村航空基地、北側が陸上自衛隊竹松駐屯地となっております。

次に、A地区の沿革についてご説明いたします。

A地区は、大正12年12月に大村海軍航空隊飛行場として開設され、終戦後は米軍の管理下にございました。

その後、昭和35年4月に大村空港として設置、供用開始になり、昭和50年5月に海

上空港である長崎空港B滑走路が開港され、当地区はA滑走路地区となりました。

さらに、平成23年12月にA地区の管理者が国土交通省から防衛省へと替わり、海上自衛隊の大村飛行場となっております。

次に、A地区の現況につきましてご説明いたします。

画面中央のA滑走路を挟み画面上側が海上自衛隊大村航空基地、左側が同基地の貯油施設、それから画面下側が長崎県の防災航空センター及び警察航空隊施設となっております。

次に、長崎県の防災航空センター、それから長崎県警察航空隊につきましてご説明をいたします。

離島の多い長崎県におきましては、災害時の捜索・救助活動、救急患者の搬送等の消防防災業務や交通情報の収集、交通取締、災害警備等の警察業務において、ヘリコプターを使用することが必要不可欠となっております。

これらの事態に対応するため、昭和54年から長崎県は国土交通省大阪航空局より県警察航空隊用地として対象財産の有償使用許可を受けておりまして、この敷地内にヘリコプターの駐機場、格納庫、事務所、車庫などを置いております。

さらに、平成4年10月からは、防災航空センター施設用地を追加して使用しているところでございます。

次に、県防災ヘリ、県警ヘリの活動内容についてご説明いたします。

県防災ヘリや県警ヘリは、県民の生活や安全に直結した活動を行っております。具体的な県防災ヘリの最近の活動事例としましては、対馬や五島などの離島から救急患者を大村市所在の県内唯一の救命救急センターである国立病院機構長崎医療センターへ搬送したり、海上保安部と連携し、遭難した漁船から乗員の救助、登山者や釣り人等の行方不明者の捜索や救助等を行ったり、昨年7月の九州北部豪雨により被災した福岡県や熊本県へ広域消防応援による出動などを行っております。

平成24年度の運航実績は、患者等救急搬送25件、救助活動13件を含めまして、広域応援活動や防災訓練、飛行訓練などを合わせ、年間約180件となっております。

次に、県警ヘリの活動事例としましては、外国難民等の入国管理センター移送に伴う警戒警備、登山者や釣り人等の行方不明者の捜索や救助等への対応、水難事故防止のための広報活動などで、平成24年度の運航実績は約250件となっております。

次に、対象財産につきまして、長崎県から取得要望がなされた経緯につきましてご説明をいたします。

これには自衛隊の大村航空基地が関係しますので、まずこのご説明をいたします。

A地区につきましては、海上自衛隊大村航空基地が、自衛隊飛行場として基地の安定使用を図る必要性があることから、防衛省はA地区全体の取得を要望いたしました。その後、A地区につきましては、平成23年12月15日付けで国土交通省から防衛省へ空港管理者を移管し、22年度から27年度にかけて分割の上、国土交通省から防衛省へ有償所管換をすることになりました。

この管理者移管に伴いまして、長崎県は防衛省に対し対象財産の継続活用に係る申し出を行いました。防衛省から、他者の占使用を前提とした所管換は不可能との回答が示されました。これを受けまして、長崎県は防災センター施設等をA地区から海上のB地区へ移転することを検討いたしました。現施設がA地区に所在することの優位性が、これらのご説明いたします二つの点から確認をされました。

その第1点目は、確実な導線の確保の観点です。現施設を長崎空港B滑走路地区に移転した場合は、B地区は海上空港でございますので、災害や事故による連絡橋の寸断が発生した場合に、緊急隊員の参集に支障を来すことになり、A地区ではその懸念がないということでございます。

それから、2点目は、機材変更時の迅速性の観点です。離島から本土医療機関への救急患者の搬送につきましては、原則、県防災ヘリで対応することとしておりますが、悪天候などの場合は、自衛隊ヘリで対応することとなっております。同一敷地内であるA地区に現状どおり防災ヘリと自衛隊ヘリが所在しておれば、そういった場合でも医師等が短時間で移動ができることとなります。

そのほかにも、現施設をB地区に移転する場合には、現施設の撤去費、あるいは新施設の建設費などの経費が生じることとなります。

以上の理由から、長崎県としては、防災航空センター及び県警航空隊がA地区に所在する現施設を引き続き活用することが最善という判断になりまして、平成25年3月、長崎県から国土交通省大阪航空局へ購入要望書が提出されたものでございます。

なお、本件につきましては、国土交通省から処分依頼を受けて、財務省で処分を行うものでございます。

最後に、契約の方法につきましてご説明いたします。

処理区分につきましては、時価売払といたします。

契約方法につきましては、随意契約によることができる場合を規定している予算決算及

び会計令第99条第21号「公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体に売り払うこと」に該当しますので、随意契約といたします。

処分時期につきましては、本財産を長崎県に対して売払うことについて、本日の審議会において答申をいただきました場合には、平成25年度中に本財産の売買契約を締結したいと考えるところでございます。なお、処分価格につきましては、民間の不動産鑑定士による鑑定評価額を基にした評価額となります。

以上でご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

【本田会長】 ありがとうございます。

ただいまご説明がございました第1諮問につきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。どうぞ。

【馬場委員】 長崎県は離島等を抱え、ヘリの活用がかなり進んでいるため、今の説明にあったように、現在地を県に譲渡することは適当であると判断している。

一方で、民間で使っているB滑走路は、佐世保基地との関係で米軍がかなり頻繁に使っていると聞いている。災害等の連携については、長崎県は、梅雨どきに結構、自衛隊と県とで協議をやっているため、米軍とも連携したほうがいいのではないかと思うので、今後の検討材料にしていきたい。

【安部管財部長】 分かりました。ご意見ありがとうございます。

【角委員】 県が有償で使っているということですが、使用料と売払価格の関係はどうなっているのか、大まかで良いので教えていただきたい。それから、国有財産を県に使用させているが、国土交通省の所管のときは良いが、防衛省の所管ではだめだというのはどういうことなのか、分かれば教えていただきたい。また、この場所の優位性が高いという理由で、県のヘリコプターが飛ばないとき自衛隊のヘリコプターなら飛べるという話があったが、それはどういうことか。

【安部管財部長】 3点お尋ねをいただいたと思います。

1点目は、有償使用許可をしており、24年度の使用料は368万円です。一方で、処分価格は民間鑑定士に鑑定依頼をして、時価評価で処分をすることになります。

2点目は、A地区の当該部分は民間航空機会社が使っていましたが、昨年撤退、一方で防衛省は基地の安定使用という観点から当該部分を含めて全て使用する意向であったため、防衛省以外の使用を前提とした所管換を受けることはできないと判断したものです。

国土交通省においても特別会計の普通財産は処分が前提になるため、国土交通省と防衛省と県で協議をし、県が防災航空センター・県警航空隊の必要性に鑑み、購入するという結論に至ったところです。

3点目は、強風のときなど天候がひどい場合は、大型の防衛のヘリが出動することになっております。そうでない場合は、基本的に県の防災ヘリあるいは県警のヘリが出動することとなっています。

【角委員】 このようなA地区・B地区が近接するロケーションで、航空管制は統一的にやらざるを得ないと思いますので、B地区の滑走路と独立してA地区のヘリポートが運用できるのかどうか。要するに両滑走路とも非常に近いので管制の別運用ができない場合、防衛省が航空管制の制御を受けずに独自に運用することはできない気がします。したがって、ここを形式的に売ったからといって、特段これまでと使い方が変わるわけではないと思います。

それから、普通、固定翼の飛行機などは離陸等に際して横風何ノットとかいう規定がありますが、ヘリコプターも似たようなものではないかと思いますが、自衛隊のヘリは天候がひどい場合に出動するのでそういう規定が緩いのかどうかお聞きしたい。

【安部管財部長】 申し訳ありません。自衛隊のヘリが防災センターのヘリより大きいということは事実ですが、風がどのくらい以上、あるいは雨がどのくらい以上だったら自衛隊ヘリが使用可能という点は、手元に資料がなくお答えできないため、改めてご説明させていただきます。

【角委員】 ありがとうございます。もし分かりましたら。

【本田会長】 角先生、よろしいですか。

【角委員】 はい、結構でございます。

【本田会長】 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

【本田会長】 それでは、ほかに意見もないようでございますので、本諮問について原案どおり可決させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」という声あり)

【本田会長】 それでは、ありがとうございます。諮問事項は原案どおり可決いたしました。

続きまして、第2諮問につきまして、これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

【畑管財部長】 九州財務局管財部長の畑でございます。

それでは、引き続きまして、第2 諮問事項につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着席して説明いたします。

今回、諮問させていただきます事項は、「熊本県熊本市に所在する一般会計所属普通財産を株式会社熊本県民テレビに対し、本社用地として売払いすることについて」でございます。

続きまして、対象財産の熊本市役所及び熊本県庁から見た位置についてご説明いたします。

こちらは、熊本市の中心部の地図でございます。今回、ご審議いただきます財産は、図面中央右上に赤く表示している部分でございます。熊本市役所の東約1.7キロメートル、熊本県庁の北西約2.3キロメートルの通称産業道路沿いに位置しております。

それでは、次に、対象財産及び周囲の状況を説明させていただきます。これは現地の航空写真でございます。青色の線で囲んでいるのが旧国家公務員宿舎大江住宅でございます。そのうち、赤色で着色している部分が対象財産でございます。

周囲は、東側が市道を隔てて県営山の上団地、南側が熊本学園大学附属中学校及びスポーツクラブでございます。西側は通称学園大学通り、北側は通称産業道路となっております。

なお、本地は西側道路より約2、3メートル高くなっておりまして、学園大学通りからの車の進入はできません。また、北側産業道路について、道路に等高に接しているのは、延長130メートルのうち東側約40メートルのみであり、西側約90メートルは道路より高くなっており、車での進入はできません。

次に、本財産の沿革でございますが、戦時中は陸軍の施設として利用されており、戦後は国家公務員宿舎の敷地として利用してまいりました。現在ある建物は、昭和48年に建設したのですが、経年による老朽化が著しいため、平成23年2月に市内東区東町4丁目に新しく建替えを行いましたことから不用となったものでございます。

諮問財産の説明の前に、大江住宅の内、黄色で着色している部分の処理につきまして、参考までにご説明させていただきます。

本地は1,761.78平方メートルございまして、社会福祉法人に対し、保育園の敷地として、平成25年10月から30年間、定期借地による貸付を行うこととしております。

これに至る経緯をご説明いたしますと、熊本市は、本地の南方約0.8キロメートルに所

在します熊本市立大江保育園について、平成25年度末をもって民営化により廃止すると
の計画に基づきまして、平成24年4月から6月までに引受法人の募集を行いました。計
3者から応募があったとのことでございます。

一方、当局では、大江住宅跡地全体約6,900平方メートルについて、平成24年5月
2日から8月1日までの3カ月間、公用・公共用の取得等要望の受付を行いました。その
結果、熊本県及び熊本市からの取得等要望はなく、大江保育園の引受法人として、熊本市
に応募を予定している2者から取得等の要望がございました。

熊本市が引受法人としての応募者3者について審査を行い、本地を国から定期借地によ
る貸付を受けて事業を行う計画で応募した法人を引受法人として決定いたしましたことか
ら、平成24年8月30日、同社会福祉法人に対し本地を貸付することに決定いたしまし
て、残地約5,200平方メートルについては、速やかに一般競争入札により売却すること
としたものでございます。

社会福祉法人から貸付要望のあった面積は約1,700平方メートルでありまして、国有
財産九州地方審議会付議基準である「随意契約により処分等する場合の面積2,000平方
メートル以上」に該当しなかったことから、本審議会に諮ることなく処理方針を決定した
ものでございます。

それでは、ご審議いただく対象財産についてご説明申し上げます。

先にご説明いたしましたとおり、本地は一般競争入札により売却予定でしたが、平成2
4年11月26日に熊本県民テレビから取得等要望書の提出がございました。当局で利用
計画を審査した結果、事業の公共性、本地の取得の必要性が認められますことから、今回、
審議をお願いすることとなったものでございます。

株式会社熊本県民テレビの利用計画でございますが、本社社屋の敷地として利用する計
画でございます。図のとおり、敷地の西側部分に鉄筋コンクリート造4階建ての建物を建
設し、東側部分は駐車場として利用する計画でございます。

熊本県民テレビは、熊本市役所の南西約2.2キロメートルの国道3号線沿いの場所にお
きまして、昭和57年から業務を行っているところでございます。熊本県民テレビは、放
送法の規定により、基幹放送事業者として総務大臣から認定を受けております。放送法の
規定の適用を受ける事業は、国有財産関係法令上、公共用の事業となります。

また、熊本県民テレビは、熊本県及び熊本市が制定しております各防災会議の委員とな
っており、気象予警報、災害情報等の災害広報対策の業務を担っております。災害発生時

には、被害状況や被害者救済のための情報を提供するなど、その社会的使命を果たしているところでございます。

次に、熊本県民テレビが対象地を必要とする理由についてご説明いたします。

現在の熊本県民テレビ社屋は建築後30年が経過したことから、熊本県民テレビは、既存建物の更新を検討したところでございます。スクリーンに現在地の建物配置状況を示しておりますが、敷地内に建替えスペースがなく、現在地での建替えは困難であること、また、放送を継続しながらの建物改修も困難であるということから、別地での建替え整備を行うこととしたものです。

移転先としましては、送信所があります熊本市西部の金峰山山頂までの間に障害物がないこと、現社屋と同規模の建物及び送信所に電波を送るための高さ50メートルのアンテナ建設が可能であることの二つの条件を満たす必要がございます。

社屋及びアンテナは、金峰山までの間に障害物がないこと、また、建築基準法の規定により高さの制限を受けることとなりますが、本地がその規制のない近隣商業地域内に所在することから、熊本県民テレビの本社移転用地として適しているとして売払要望があったものでございます。

国有地の処分に当たりましては、公用・公共用又は公益事業の用に供することを優先とする考え方を原則としております。

本件処分は、総務大臣より放送法に基づき認定を受けた法人が、その公共的事業を遂行するための本社社屋の敷地の用に供するものでありますことから、当局として適当と判断したところでございます。

国有地の処分に当たりまして、利用目的が公園や緑地など国有財産法第22条に該当する場合は無償貸付が、医療施設や学校など国有財産特別措置法第3条に該当する場合は減額譲渡することができますけれども、本件は利用目的が無償貸付や減額譲渡の対象とならないことから時価売払いとなります。

契約の方法につきましては、公共の事業の用に供される施設の敷地として、予算決算及び会計令第99条第21号の規定により、随意契約による売払いとなります。

本日ご承認いただきましたならば、早々に熊本県民テレビから売払申請書を提出していただき、処理を進めることといたします。

なお、売買金額につきましては、民間の不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえ決定することといたします。

契約の時期につきましては、平成25年度第3四半期を予定しております。

以上をもちまして、諮問事項の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

【本田会長】 どうもありがとうございました。

ただいま説明がございました第2諮問につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、
どうぞご発言をお願いいたします。平山先生、どうぞ。

【平山委員】 平山でございます。

地元のほうでは、先達て、新聞でKKTが購入するやに報道されておりましたけれども、
これは、建物を存置したままの状態の価値で処分をお考えになっているんですか。国のほ
うで建物を取り壊して、土地だけを払い下げしようとしているんですか。その点だけお尋
ねします。

【畑管財部長】 建物付きでございます。

【本田会長】 よろしいですか。

【平山委員】 はい。

【本田会長】 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

【本田会長】 ほかにご意見がないようでございますので、本諮問事項は原案どおり可
決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

【本田会長】 どうもありがとうございました。それでは、諮問事項は原案どおり可決
いたしました。

諮問事項につきましては、諮問どおり処理することが適当である旨可決されましたので、
後ほど九州財務局長に対して答申書をお渡しすることといたします。

また、審議結果の公表につきましては、事務局に一任することをご了承いただきたいと
思います。

では、次に、報告事項について事務局のほうから説明をお願いいたします。

【安部管財部長】 それでは、報告事項となっております国有財産法第10条第1項に
基づく国の庁舎の使用調整、このことを10条調整と言っておりますが、この実績につき
まして、お手元の資料でご説明をさせていただきます。

10条調整を行ったときは、その状況について、その後に開催されます国有財産地方審

議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものでございます。

平成24年6月に開催されました前回第63回国有財産九州地方審議会以降に実施いたしました10条調整は、ご覧の3件でございます。

3件とも、平成23年6月に改正されました農林水産省設置法の改正に伴い廃止されました統計・情報センターの空きスペースの有効活用を図るために調整を行ったものでございます。

一つ目の佐賀合同庁舎につきましては、当庁舎に入居しております佐賀保護観察所の狭隘解消を図るため配分するとともに、共用会議室として調整したものでございます。

二つ目ですが、山鹿合同庁舎につきましては、単独庁舎の熊本国税局山鹿税務署を入居させる調整を行ったものでございます。

この調整により、熊本国税局山鹿税務署庁舎の売却が可能となりまして、約3千4百万円の売却資産の創出ができるものでございます。

三つ目は宮崎合同庁舎でございます。これは、民間借上げしておりました宮崎労働局労働災害補償課分室を、借上解消と宮崎労働局の分散解消を図るため入居させたものでございます。

この調整により、年間約2百万円の借上経費の削減が図られたものでございます。

以上でご報告を終わらせていただきます。

【本田会長】 どうもありがとうございました。

以上の報告事項につきまして、皆さんのほうから何かご質問、ご意見ありますか。いかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

【本田会長】 特にご意見もないようでございますので、事務局からの報告につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。

委員の皆様方には、長時間ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

【平嶋管財総括課長】 本田会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、福岡財務支局長から挨拶がございます。

では、支局長、よろしくお願いいたします。

【御園生福岡財務支局長】 福岡財務支局長の御園生でございます。一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、また、熱心なご審議を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

ただいまご承認いただきました諮問事項につきましては、適切かつ迅速に処理を進めて参りたいと存じます。

なお、ご審議の中でいただきましたご意見等につきまして、これを踏まえつつ、今後とも円滑に国有財産行政を運営していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員の皆様方には、今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般にわたりまして、引き続きご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【平嶋管財総括課長】 ありがとうございました。

それから、事務局よりご連絡差し上げたいことがございます。

1点目は、本日の議事録につきまして、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから、九州財務局並びに福岡財務支局のホームページで公開することになっておりますので、ご了承のほど、よろしくお願い致します。

それから2点目でございます。今回の審議会を最後にご退任される委員の方々がいらっしゃいます。御礼方々ご紹介をさせていただきたいと思えます。

お名前をお呼びさせていただきます。伊藤委員、岡本委員、西浄委員、角委員、高田委員、平山委員、深川委員、渡辺委員、それから、本日は欠席されておりますけれども、西委員と星子委員、計10名の方がご退任されることになっております。

これまで長きにわたりまして審議会にご出席いただき、また、貴重なご意見を賜りまして、大変ありがとうございました。ご退任後も、またお世話になることもあるかと思えます。引き続き、ご指導のほどをよろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして、第64回国有財産九州地方審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

了